

被災者生活再建支援法施行令に係る対応状況等について

◆ 現在の状況

(1) 被災者生活再建支援基金に関する検討結果（平成22年7月16日）

今回の施行令改正前に災害対策特別委員会において支援制度の改善点等を検討し、「制度適用条件の緩和」が必要であるとの検討結果報告をまとめ、全国知事会議に報告、了承。

【検討結果抜粋】

4 支援制度の改善等 (1) 制度適用条件

同一災害で被災しても、居住する市町村又は都道府県の全壊世帯数等によっては支援の対象とならないため、被災者間に不均衡が生じている。同一災害における支援の不均衡を是正するため、「現行制度で対象となる自然災害が発生した場合には、すべての被災区域に適用すること」を国に要望する。

(2) 制度見直しに関する緊急要望（平成22年8月3日）

今季の梅雨前線における大雨災害の発生状況（同一災害での被災者間に支援の不均衡が生じる）を踏まえ、全国知事会が「制度適用条件の緩和」を国に要望。

【要望抜粋】

同一の災害における支援の不均衡を是正するとの観点から、現行制度で一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域が支援の対象となるように制度改正することを要望する。

(3) 今回の制度見直し（施行令改正）の概要（平成22年9月3日）

今季の梅雨前線における大雨災害の被害状況（局所的な被害が全国各地で発生）を踏まえ、甚大な住宅被害が広域的に散在している場合にも対応できるよう、内閣府が被災者生活再建支援法施行令を改正し、制度適用条件を緩和。

【改正概要】

全壊10世帯以上などの市町村を含む都道府県が2以上ある場合には、以下の要件に該当する全国の市町村に被災者生活再建支援法を適用。

- ・「5世帯以上」の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- ・「2世帯以上」の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）
- ・合併市町村については、旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり。

※平成22年6月11日以後の災害に遡及適用。

(4) 施行令改正案に対する全国知事会回答（平成22年8月24日）

上記、制度見直しに伴う内閣府からの事前協議（施行令改正案）に対し、是認する旨を回答。

【回答抜粋】

標記政令改正案については、当該改正により支援法の対象世帯が拡大され、同一の災害における支援の不均衡の是正にもつながるものと考えられることから了承いたします。

◇施行令改正案に対する各県意見調査結果（平成22年8月5日意見照会）

意見提出県	意見概要
5 県	改正案については異議はないが、緊急要望の趣旨を踏まえ、今後とも制度適用条件の拡充要望等、同一災害による支援の不均衡を解消するための措置が必要。
1 県	改正案の受け入れはやむを得ないが、改正を行う場合は、立法の段階から国と地方で十分協議すること等、国に申し入れが必要。
1 県	事前の協議がなく、妥当性について議論することもなく是認することは拙速であり、にわかには内閣府案を是認しかねる。

平成22年梅雨前線による大雨災害における支援制度適用状況

	人口 (平成17年 国勢調査 人口)	全壊 (世帯)	制度適用市町村				
			改正前		改正後(現行制度)		
			適用要件 (施行令)	対象となる 全壊世帯	適用要件 (施行令)	対象となる 全壊世帯	
福島県							
川俣町	17,034	1					
長野県							
飯田市	108,624	2			附則2項3号 (合併市町村特例)	2	
長野市	378,512	1					
岐阜県							
八百津町	12,935	2			6号	2	
御嵩町	19,272	1					
静岡県							
磐田市	170,899	1					
広島県							
呉市	251,003	4			附則2項3号 (合併市町村特例)	4	
庄原市	43,149	12	2号	12	2号	12	
東広島市	184,430	1					
神石高原町	11,590	1					
山口県							
美祢市	29,839	3			6号	3	
周南市	152,387	1					
山陽小野田市	66,261	0	1号	0	1号	0	
福岡県							
北九州市	993,525	2					
掛川町	14,535	1					
福智町	25,543	1					
みやこ町	22,898	1					
宮崎県							
都城市	170,955	2					
鹿児島県							
曾於市	42,287	2			6号	2	
霧島市	127,309	3					
合計	—	42世帯	2市	12世帯	7市町	25世帯	

※ 被害状況及び制度対象世帯数は、消防庁調べ及び支援法適用県からの聞き取り(10月6日現在)結果

※ 支援制度適用市町村及び全壊被害が発生した市町村を記載

1 住民の避難体制のあり方の検討

【検討の背景】

チリ地震津波の対応では

大津波警報、津波警報の発表

避難指示、避難勧告の発令

予想された波高の津波
が到達しなかった

○正確な津波予測情報

自分は安全だという自己判断、
津波に対する理解が十分でない

○津波に対する意識啓発

指定避難所以外へ
避難

今回は、人的被害にはつながらなかったが...

避難勧告、避難指示が発令されたにもかかわらず、

避難所への避難者が少なかった

【検討課題】

(今回、チリ地震津波における対応をきっかけとしたが、遠地津波に限らず、災害発生があらかじめ想定され、かつ、発生までに時間がある災害に対して

避難指示、避難勧告が発令されても避難しない住民を避難に繋げていくためには



○ 適切な発令対象地域に発令するための取組

○ 避難指示、避難勧告の情報を確実に住民に伝達し、確認するための取組

○ 住民の避難に繋がる取組

● 災害時要援護者情報の共有

災害時要援護者情報の統合

例えば、IDを活用して情報を統合
行政でバラバラに保有されている情報をIDを付与して統合(社会保障・税共通番号制度)

災害時要援護者情報の共有

例えば、個人情報保護法の見直し
個人情報保護審査会の承認の手続等にすべての災害時要援護者の情報を関係機関で共有できるように、個人情報保護法等の見直し

● 住民避難の誘引

災害時要援護者の先行避難

例えば、自主防災組織の権能付与・活用
自主防災組織の役割として、率先して災害時要援護者を避難させる仕組み

2 災害対応の支援の仕組みづくりの検討

協議資料2

【検討の背景】

被災県及び被災市町村は、大規模災害発生の間から、

- ・膨大な量の慣れない業務、
- ・状況変化に応じた迅速な対応、
- ・住民の生命や財産に直結、

といった災害対応が
求められる。

※県と市町村が果たすべき役割
はそれぞれ異なる

※同じ顔の災害は二度と起きない

(例)

●被災者再建支援の実施に伴い、住家被害認定調査・り災証明交付など、住民の生活や財産に直結し、かつ災害時以外に経験する機会のない、膨大な量の業務が発生する

→ 短期間で円滑に対応するためには、ノウハウを持つ被災経験自治体による支援が必要

●避難所の位置・避難者数・施設の被害状況など、様々な情報の総合的な把握が難しい状況の中で、状況変化に応じた迅速な災害対応の意思決定が求められる

→ 迅速な意思決定を支援するため、災害時に運用経験のあるGISチームを派遣し、必要な災害情報を統合して視覚的に提供することが必要

→ 平時からのGIS整備ノウハウや訓練等の活用ノウハウなどの支援が必要

○ 緊急の被災者救援等が続く中、災害対応の経験のない自治体が、いきなりこれらの業務に的確に対応していくのは難しい(被災経験のノウハウ等が有効)

● 他県の支援チームからノウハウの提言等の支援を受けた事例

● 本県から他県被災地にノウハウの提言等を行う支援チームを派遣した事例

【検討課題】

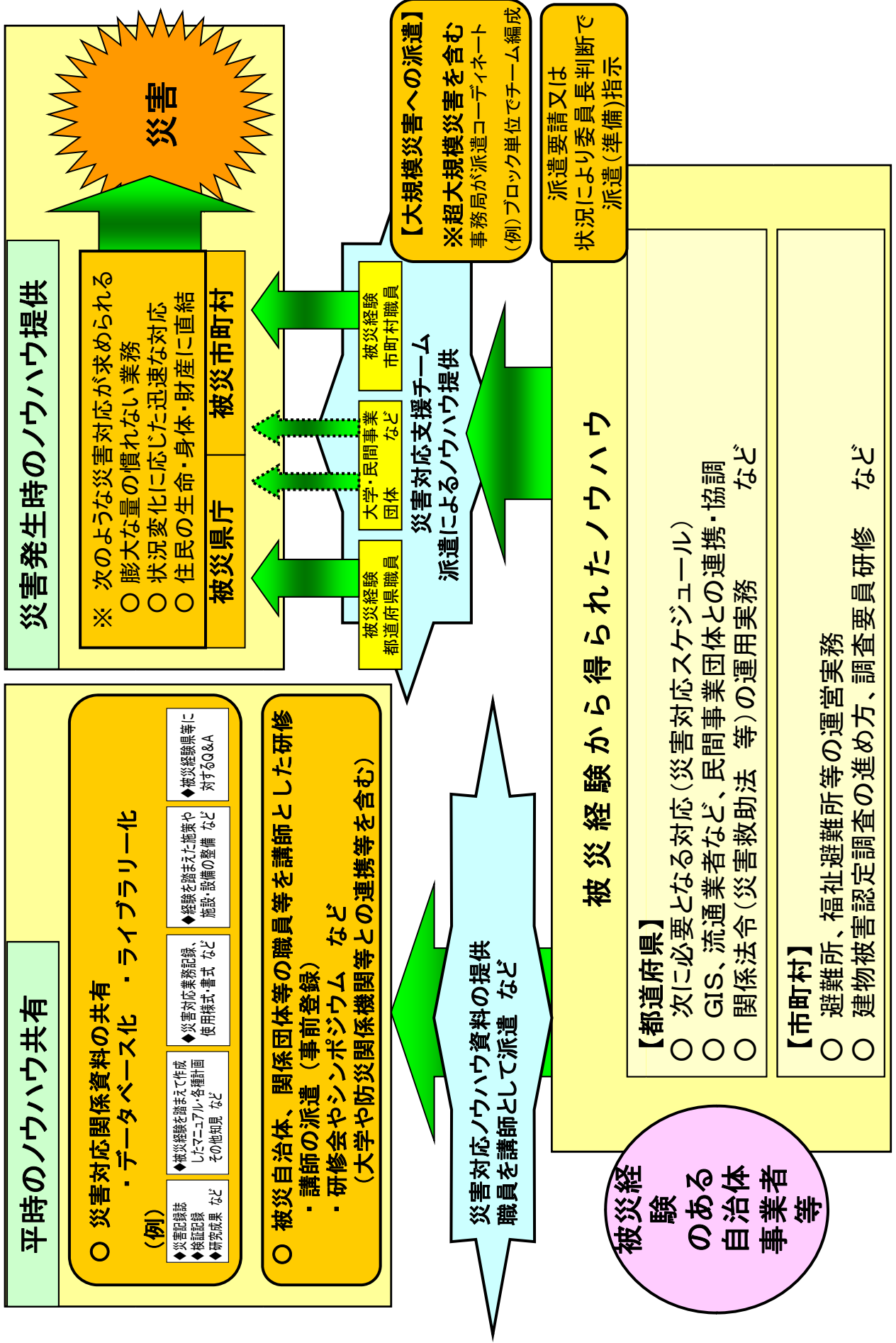
被災経験の乏しい都道府県・市町村であっても、大規模災害発生時に円滑な災害対応をするためには



○被災経験がある自治体のノウハウを伝える仕組みが必要

- ◆知事会による災害発生時に緊急的に派遣する支援チームの組織化
- ◆知事会による平時からの災害対応への備えを支援する仕組みの制度化

災害対応の支援の仕組み(基本イメージ)(案)



平時のノウハウ共有

- 災害対応関係資料の共有
 - ・ データベース化 ・ ライブラリー化

(例)

- ◆ 災害記録誌
- ◆ 検証記録
- ◆ 研究発表 など
- ◆ 被災経験を踏まえて作成したマニュアル・各種計画 その他知見 など
- ◆ 災害対応業務記録、使用様式・書式 など
- ◆ 経験を踏まえた施策や施設・設備の整備 など
- ◆ 被災経験県等に対するQ&A

- 被災自治体、関係団体等の職員等を講師とした研修

- ・ 講師の派遣 (事前登録)
- ・ 研究会やシンポジウム など (大学や防災関係機関等との連携等を含む)

災害対応ノウハウ資料の提供
職員を講師として派遣 など

被災経験から得られたノウハウ

被災経験のある自治体事業者等

【都道府県】

- 次に必要となる対応(災害対応スケジュール)
- GIS、流通業者など、民間事業者との連携・協調 など
- 関係法令(災害救助法 等)の運用実務 など

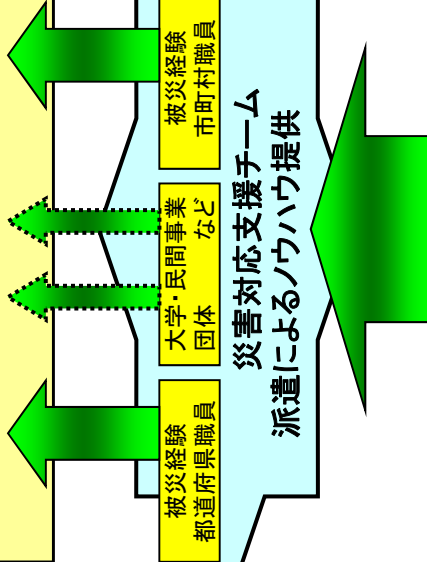
【市町村】

- 避難所、福祉避難所等の運営実務
- 建物被害認定調査の進め方、調査要員研修 など

災害発生時のノウハウ提供

- ※ 次のような災害対応が求められる
- 膨大な量の慣れない業務
- 状況変化に応じた迅速な対応
- 住民の生命・身体・財産に直結

被災県庁 被災市町村



【大規模災害への派遣】
※超大規模災害を含む
事務局が派遣コーディネーター
(例)ブロック単位でチーム編成

派遣要請又は
状況により委員長判断で
派遣(準備)指示

3 災害復興制度のあり方の検討

協議資料3

【検討の背景】

- ① 災害復旧制度
- ・施設復旧に重点
 - ・原形復旧が原則

- ② 激甚災害制度
- ・指定及び適用までに時間がかかる。
 - ・査定終了後でなければ着手できない

- ③ 住宅再建支援における
災害救助法の応急修理と
被災者生活再建支援法の
錯綜

- 被災地の再生・復興、
コミュニティ維持等の
視点が希薄

- 迅速な対応が
できない

- 省庁縦割りで総合的な視点が
希薄

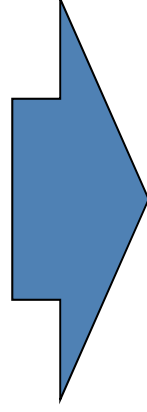
(注)

○「補助金等適正化法」等、現行の会計制度等がネックになって
おり、地域の実情にあった取組 及び 発災直後の緊急時対応
ができない

(注) 補助金等適正化法のほか、公共施設等の災害復旧や被災者の生活再建に係る各種関係法の仕組みなど

【検討課題】

- 地域の実情に応じた取組を行うためには、



○ 被災自治体の裁量権の拡大が必要

- 事前規制から事後調整に
- 権限の中央集権から現場主義に

- 例えば、○ 災害対応一括交付金の制度化（府省を超えた用途の弾力化）
○ 補助金交付要綱の弾力化
○ 復興基金の制度化
等

家屋被害状況調査、り災証明発行等の効率的な実施等についての検討

【背景：大震災発生から「り災証明」発行まで】(東京都地域防災計画、東京都震災復興マニュアルを踏まえて)

首都直下地震発生

◎被害調査対象 約270万棟(東京都内の全住家・家屋)

○被害想定 全壊家屋：約13万棟、半壊家屋：約35万棟、全焼家屋：約35万棟

家屋被害調査の実施(約1週間後から実施)

○調査は区市町村が実施(都は支援)、全壊・半壊等の被害状況の判定を行う

○現在は、調査・判定方法は区市町村が個別に策定(都内全域の標準化が必要)

○現在の体制で内部立入りまで行うと調査するだけで(推計)146日(目標は21日)かかるなど、マンパワーが不足

り災証明の発行(約1ヵ月後から発行)

○被災者情報を確定するため、家屋被害状況、被災世帯構成等、家屋登記情報等を照合する必要があるが、現状では、手作業で照合するため、相当な日数がかかる (柏崎市では、約250日かかる事務量をシステム化により40日で処理)

○被害の程度(全壊、半壊等)に応じた各種被災者支援業務の発生 (生活再建支援金、仮設住宅入居資格、各種税の減免 等)

○被災者情報は震災復興基本計画の前提となる

課題：都道府県における震災復興事業への影響

○区市町村が実施する家屋被害状況調査から、り災証明の発行、生活再建支援に至るまでの業務等を総合的にマネジメントし、各業務の効率化と標準化を図ることが、都道府県や国が行う震災復興事業を迅速・公平に展開するうえで極めて重要

○都道府県における震災復興業務への影響を確認したうえで、区市町村との情報連携等の効率化・迅速化・標準化等について検討し、課題解決の方向性を取りまとめる事が重要

短期的・局地的な災害に対応できる公共土木施設に 関する激甚災害の指定基準の見直しの検討

【検討の背景】

①短期的・局地的豪雨災害による甚大な被災事
案が全国的に発生していること。

短時間豪雨発生回数

(1時間あたり降水量50mm以上の年間発生回数(1000地点あたり))

160回/11年間(1976年～1986年)



233回/12年間(1998年～2009年)

【岐阜地方気象台提供資料より】

②厳しい財政状況の中、
災害復旧への負担が極めて
大きいこと。

地方財政の負担を緩和するものとして激甚災害制度がある

激甚災害の指定基準は、面的に広い範囲にわたる災害を想定しており、
頻発している短期的・局地的豪雨災害について本制度が適用されない。

【検討課題】

短期的・局地的豪雨にも対応できるよう公共土木施設災害復旧事業に係る激甚災害指定の基準を見直す。

＜参考＞

【激甚災害の種類】

- **本 激** : 激甚災害となる災害と適用すべき措置を指定
← 全国の被災規模により指定の有無が決まる
- **局 激** : 激甚災害となる災害と適用すべき措置に加え、災害対象区域(市町村)を指定
← 市町村の被災規模により指定の有無が決まる

【本激・局激の指定基準】

- **本 激** ① 公共施設災害復旧事業費等の全国の災害査定見込額 > 当該年度の全国標準税収入 × 0.5%
② 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2%
かつ
- 1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の標準税収入 × 25% の県が1以上 又は
2) 県内市町村の査定見込総額 > 県内全市町村の標準税収入 × 5% の県が1以上
- **局 激** ① 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額(査定事業費が1千万円未満のものを除く。) > 当該市町村の標準税収入 × 50%
ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。
② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなる
と見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)

災害救助法と被災者生活再建支援法との整合性の検討

【検討の背景】

災害救助法に基づく住宅応急修理の支援措置は、半壊及び大規模半壊世帯を対象とするが全壊世帯は対象外で、年齢・年収要件による制限もあるなど、被災者生活再建支援法との整合性が図られておらず、複雑で分かりにくい支援制度となっている。

区分	災害救助法(住宅の応急修理)	被災者生活再建支援法	備考																
対象災害	同法適用災害	①災害救助法適用災害 ②都道府県で全壊100戸以上 ③市町村で全壊10戸以上 ④法適用都道府県内の市町村(人口10万人未満)で全壊5戸以上 ⑤法適用都道府県、市町村に隣接する市町村(人口10万人未満)で全壊5戸以上 ⑥法適用のある都道府県が2以上ある場合、市町村で、全壊5戸以上(人口10万人未満)、又は全壊2戸以上(人口5万人未満)	支援法は適用範囲が広い																
対象被害	半壊(大規模半壊を含む)	全壊・大規模半壊(半壊は含まない)	支援法は半壊世帯が対象外																
年齢年収要件	原則500万円以下	年齢・年収要件なし	支援法は年齢年収要件なし																
支援方法	現物給付(市町村が委託)	現金給付	支援方法が混在																
支援対象	居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分	使用制限なし	支援法は支援対象が広い																
支給額	52万円(限度額)	<複数世帯の場合> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>再建方法</th> <th>基礎支援金</th> <th>加算支援金</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大規模半壊世帯</td> <td>建設等</td> <td rowspan="3">50</td> <td>200</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>50</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> ※半壊世帯は支給対象外 大規模半壊世帯は重複支給	区分	再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計	大規模半壊世帯	建設等	50	200	250	補修	100	150	賃借	50	100	大規模半壊世帯は重複支給
区分	再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計															
大規模半壊世帯	建設等	50	200	250															
	補修		100	150															
	賃借		50	100															

災害弔慰金の支給等に関する法律の検討

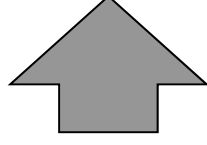
1 災害援護資金貸付金

【制度の概要】

- | | |
|---------|---|
| ① 実施主体 | 市町村 |
| ② 貸付限度額 | 350万円 |
| ③ 対象者 | 都道府県内で災害救助法が適応された市町村が1以上ある災害で、次のような被害を受けた世帯 |
| | ア 療養期間が1か月以上の世帯主の負傷 |
| | イ 住居、家財の価格の1/3以上の損害 |
| ④ 利率 | 年3% |
| ⑤ 据置期間 | 3年（特別の場合5年） |
| ⑥ 償還期間 | 10年（据置期間を含む） |

【兵庫県（神戸市分含む）の現状】

- | | | |
|---------|--------------|------------|
| ① 貸付実績 | 56,422件 | 1,308億7百万円 |
| ② 未償還件数 | (H22.3.31現在) | |
| | 13,894件 | 208億6百万円 |



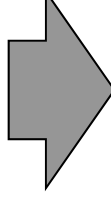
【課題】

- ①借受人の破産免責や所在不明等「事故案件」の償還免除等の規定がない。
- ②未償還の部分については、県・市町が借受人の肩代わりをし国に返還する制度となっている。

2 災害障害見舞金

【制度の概要】

- | | |
|--------|--|
| ① 実施主体 | 市町村 |
| ② 対象災害 | 自然災害
・ 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
・ 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害等 |
| ③ 受給者 | ②の災害により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者（労災1級程度） |
| ④ 支給額 | ア 生計維持者 250万円 イ その他の者 125万円 |



【支給件数】

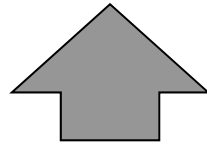
（兵庫県内） 61件

【重傷者数】

（兵庫県内） 10,494人

【阪神・淡路大震災における震災障害者（兵庫県調査）】

（1級）	53人
（2級）	62人
（3級）	61人
（4級）	82人
（5級～）	71人



【課題】

支給基準は、労災保険法施行規則別表第一の障害等級第一級に準じるが、要件緩和が必要。
（現在、兵庫県が行っている「震災障害者実態調査」の結果を踏まえて、後日検討）

災害対策特別委員会における課題検討の進め方

1 検討の進め方

現在設置されている専門部会において、3 課題を検討し、専門部会の下に課題別検討会を設置し、具体的な検討を進めていく。

【専門部会】

- ・災害対策特別委員会参加都道県で構成

（現行の検討課題）

- ①被災者生活再建支援基金

（今後の検討課題）

- ①被災者生活再建支援基金
- ②住民の避難体制のあり方
- ③災害対応の支援の仕組みづくり
- ④災害復興制度のあり方

【検討会】

- ・災害対策特別委員会参加都道県は、新たに設置されるいずれかの検討会に参加(委員長県及び副委員長県は、すべての検討会に参加)
- ・必要により、関係団体等を加えることができる。

2 追加検討課題のスケジュール

最終報告を目途とする全国知事会議

- | | |
|-----------------|--------------|
| ・住民の避難体制のあり方 | 平成23年7月(予定) |
| ・災害対応の支援の仕組みづくり | 平成23年12月(予定) |
| ・災害復興制度のあり方 | 平成23年12月(予定) |